

平成 21 年 10 月 30 日

国際裁判管轄法制に関する個別論点の検討（3）

論点 1 消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権

12 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者から事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は当該契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第 1 ①又は②の規律による場合を除き、日本の裁判所に提起することができないものとする。ただし、次に掲げる場合には、日本の裁判所は、当該訴えについて管轄権を有するものとする。
 - ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないと抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。
 - イ ③の規律により、当該契約に関する民事上の紛争を対象とする第 4 の 1 の合意（以下「消費者契約に関する管轄権合意」という。）がその効力を有するとき。
- ③ 消費者契約に関する管轄権合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
 - ア 既に生じた消費者契約に関する民事上の紛争に関してされた合意であるとき。
 - イ 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判

所に訴えを提起することができる旨の合意（その国以外の国の裁判所に訴えを提起することを妨げないものに限る。）であるとき。

ウ 消費者が消費者契約に関する管轄権合意に基づきその合意に係る国の裁判所に訴えを提起したとき，又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において，消費者が消費者契約に関する管轄権合意があることを理由に当該裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出したとき。

（補足説明）

1 本文①について

本文①は，消費者が事業者に対して訴えを提起する場合には，第1及び第2の他の規律によって日本に訴えを提起することができる場合に加え，訴えの提起の時及び消費者契約の締結の時の消費者の住所が日本国内にある場合に，日本の裁判所に訴えを提起することができるとするものである。

前回の部会での議論を踏まえると，消費者の裁判所へのアクセスの便宜を考慮し，甲案を採用することで，どうか。

2 本文②について

本文②については，従前の部会資料から内容的な変更はない。

3 本文③について

本文③イは，前回の部会での議論を踏まえ，甲案を採用するものである。

前回の部会においては，消費者が消費者契約を締結した時の住所がある国を管轄裁判所として合意をした場合には，消費者が他の国へ住所を移転したとしても，合意をした国の裁判所に訴えを提起されてもやむを得ないとして，甲案に賛成する意見が強かった。

そこで，前回の部会での議論を踏まえ，本文③イの規律としては，事業者と消費者が消費者契約締結時の消費者の住所がある国の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意をした場合にその合意を有効とする甲案を採用することで，どうか（ブリュッセルⅠ規則第17条第3号参照）。

なお，本文③については，管轄権に関する合意のところで規律することを考えているが，本部会資料においては，議論の便宜のため，消費者契約に関する訴えの管轄権の規律部分に置いている（労働関係に関する訴えの管轄権本文③も同様である。）。

13 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者から事業主に対する訴えは、当該紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に関する事業主から労働者に対する訴えは、第1①又は②の規律による場合を除き、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、次に掲げる場合には、日本の裁判所は、当該訴えについて管轄権を有するものとする。
- ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。
- イ ③の規律によって当該紛争を対象とする第4の1の合意（以下「労働関係に関する管轄権合意」という。）がその効力を有するとき。
- ③ 労働関係に関する管轄権合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
- ア 既に生じた個別労働関係民事紛争に関してされた合意であるとき。
- イ 労働者が労働関係に関する管轄権合意に基づきその合意に係る国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が労働関係に関する管轄権合意があることを理由に当該裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出したとき。

（補足説明）

1 本文①について

本文①については、前回の部会資料から変更はない。

もっとも、前回の部会において、労務の提供地に加え、雇い入れた事業所の所在地が日本にある場合には、労務の提供地が特定することができない場合に限定せず、日本の裁判所に訴えを提起することができるようにすべきであるとの意見が出された。

すなわち、通常、労働者を雇い入れた事業所が日本にあれば、第2の4（事務所又は営業所を有する者等に対する訴えの管轄権）の規律により、日本の裁判所に訴えを提起することができると考えられるが、例えば、日本の事業所で採用され、外国で労務を提供していた労働者が労働契約終了後に日本に戻ってきたが、事業主

の事業所が日本から撤退していた場合には、他の第2の規律によって日本に国際裁判管轄が認められない限り、労働者は、日本の裁判所に訴えを提起することができないことになる。このような場合にも、労働者が日本の裁判所に訴えを提起できるようにすることが必要であるとの理由によるものである。

このような考え方については、雇入れ事業所所在地は労働者にとってもアクセスが容易であると考えられ、事業主にとっても予測可能性を著しく害するとはいえないとも考えられる。

他方、雇入れ事業所が日本にあったとしても、労務の提供地が外国であり、事業主が事務所又は営業所を日本から撤退したような場合には、事業主の財産も通常はなく、また、請求の目的となる権利との関連性が必ずしも強くないとも考えられる。そうすると、労務の提供地の方がより法廷地として適切であり、雇入れ事業所を国際裁判管轄の原因として認める必要性は高くないとも考えられる。

そこで、これらの観点を踏まえ、労務の提供地に加え、労務の提供地が特定できない場合に限定せず、雇入れ事業所の所在地が日本にある場合には日本の裁判所に訴えを提起することができるようにすべきとの考え方については、どう考えるか。

2 本文②について

本文②については、消費者契約に関する訴えの管轄権本文②と同様の修文をしたものであり、実質的な内容に変更はない。

3 本文③について

(1) 従前の議論の状況

本文③について、意見照会の結果及び前回の部会においても、管轄権に関する合意が効力を有する場合として、本文③ア及びイのほかに認めるか否かについては、意見が分かれた。

部会及び意見照会においては、日本の企業と労働契約を締結している労働者が、労働契約上競業禁止義務が課せられているにもかかわらず、労働契約終了後、外国に住居を移転し、競業禁止規定に違反して外国の企業と労働契約を締結したような場合には、本文③による管轄権に関する合意を有効とし、日本の裁判所に訴えを提起することができるようにすべきであるとの意見が出た。

前回の部会では、本文③の考え方を支持する意見が多数であったが、本文③の趣旨を尊重しつつ、上記のような場合に、日本の裁判所に訴えを提起することができるようにするのであれば、(i)合意の有効性が認められる範囲を一部拡大する、(ii)本規律の対象となる紛争を限定する方法も考えられるとの示唆がされた。

(2) 新たな考え方の検討

上記のとおり、本文③の考え方を支持する意見が多数であることを踏まえつ

つも、上記示唆に基づき、考えられる代替案を検討した結果は、次のとおりである。

ア 管轄権に関する合意が有効となる場合を一部拡大する案

事業主から労働者に対する訴えには、訴え提起の時点で労働契約が継続している場合と終了している場合があり得るが、管轄権に関する合意を拡大すべきとする上記事案にも示唆されているとおり、主として問題となるのは、労働者が労働契約終了後に住所を移転する場合であるように思われる（労働契約継続中は、労働者の住所と労務提供地が一致することが通常であることから、労働者の住所地で訴えを提起することとしても、事業主に不利益にならないと考えられる。）。

そこで、別案 1 として、（i）労働契約終了後に訴えを提起する場合に限定した上で、（ii）契約終了時の労働者の住所地のある国（通常は、最後の労務提供地のある国と一致すると思われる。）の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意をした場合で、（iii）その合意が付加的な合意である場合、には管轄権に関する合意の効力を認めることも考えられる。

このような規律を設けた場合には、例えば、日本人の労働者が労働契約の終了後、外国の事業主に雇用されて、海外に住所を移転した場合（上記事案）や、外国人の労働者が労働契約の終了後に本国に帰国したような場合であっても、労働契約終了時の労働者の住所が日本国内にあれば、日本の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意をすることができることになる。

この規律による合意は、付加的な管轄を認めるものであるもので、労働者の住所地で訴えを提起する方が相当な場合には、具体的な事情を考慮して訴えを却下することを妨げるものではない。

また、管轄権に関する合意の時期については、労働契約時の合意も有効とするという考え方のほかに、労働契約終了時に競業禁止に関する合意をすることも少なくないとの実務も踏まえ、別案 2 としては、労働契約終了時の合意において管轄権に関する合意をする場合に限定してその効力を認めることも考えられる（なお、労働契約の終了時には紛争が発生していれば、このような合意は本文③アの規律に該当するが、契約終了時に紛争が未発生の場合には同アは適用にならないと考えられる。）。

以上の考え方に対しては、例えば、日本人の労働者が、調査研究等のため、外国の事業主に雇用され、数年外国において調査研究に従事した後、帰国したところ、労働契約上の秘密保持義務違反であるなどとして、巨額の損害賠償を求める訴えがその外国の裁判所に提起される例もあるとの指摘がある。通常この種の労働契約においてはその外国の裁判所を管轄裁判所とする管轄

合意条項が定められているが、別案1のように労働契約終了時の労働者の住所地に国際裁判管轄を認める合意を有効とする規律を設けると、労働契約の終了時にその外国に住所を有している場合には、我が国の裁判所は、外国裁判所の確定判決を承認することとなると考えられるので、この点をどのように考えるかが問題となる。

イ 労働関係に関する訴えの管轄権の対象を限定する案

本規律の対象となる紛争について、労働審判法第1条に規定する個別労働関係民事紛争や、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争であれば、競業禁止義務違反に関する紛争も含まれると解される。

そこで、本規律の対象を限定し、競業禁止義務等を除くことも考えられるが、競業禁止義務違反等を個別・網羅的に除外し、又は抽象的な要件を設けて除外することは困難であり、労働契約上の義務のうち、特定の義務のみを除外する合理的な理由を見いだすこともまた困難であると考えられる。

そうすると、労働契約に関する訴えの管轄権の対象を限定するとの方向での代替案は難しいように思われる。

論点2 財産権上の訴え等の管轄権

3 財産権上の訴えの管轄権

- ① 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ②【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が、差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより、その管轄権を行使した場合には、その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

(注)

上記①②の規律のほか、「財産権上の訴えは、請求の担保の目的の所在地が日本

国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても、なお検討する。

(補足説明)

1 本文②について

乙案については、差押可能財産の所在地のみにより国際裁判管轄を認めた外国裁判所の確定判決の承認を拒絶する規律を設けることにより、同様の管轄原因による我が国の裁判所の確定判決の承認を外国裁判所が拒絶するであろうとの前提の下、我が国の判決の効力を実質的に日本国内の財産に限定することを意図するものである。しかしながら、この考え方に対しては、部会資料22においても紹介したとおり、外国から見ると片面的で不公平な制度となりかねず、相互主義の見地から問題があるとの指摘がある上、法制上の問題も指摘されているところである。

他方、甲案及び乙案は、直接管轄としては、いずれも差押可能財産の所在地による国際裁判管轄を認めつつ、過剰管轄のおそれがある場合には、事案における具体的事情を考慮して訴えを却下し得るとする。差押可能財産の所在地による国際裁判管轄も、他の管轄原因と同様に、直接管轄の規律により定めることが望ましいと考えられるところ、過剰管轄となるような事案の典型は、価額が著しく僅少な財産の存在を理由として差押可能財産による管轄を主張する場合であることに照らすと、次のとおりの規律を設けることも考えられるが、どうか（同規律により管轄が認められる場合であっても、第5の規律（特別の事情がある場合の訴えの却下）により却下することを妨げるものではない。）。

財産権上の訴えは、請求の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときは、この限りでないものとする。

(参考)

- 1 外国裁判所の確定判決の承認の要件である相互の保証の意義については、国により様々な考え方があり得るところであり、乙案のような間接管轄の規律を設けたとしても、外国の裁判所が差押可能財産による国際裁判管轄を認めた我が国の確定判決の承認を拒絶するかどうかは、当該外国の法制によることになると考えられる。

また、外国の法令により自国の確定判決の承認が拒絶されることを前提として間接管轄の規律を設けている法制の例は、現時点では、国内外を通じて見当たらない。外国との間で承認・執行を許容する範囲を相互に同一にすることを確実に確保するための法制としては条約の締結が考えられるところ、ドイツは複数の国との間で執行条約を締結している。例えば、ドイツ・ベルギー執行条約第3条第1項第9号は、

被告がいずれの締約国にも住所ないし常居所を持たないことを条件に、財産所在地管轄に基づく相手国の判決の承認・執行を相互に許容している（中野俊一郎「財産所在地の国際裁判管轄」神戸法学雑誌43巻2号431頁参照）。

- 2 破産法第4条第1項は、日本国内に財産があるにすぎない場合にも破産申立事件の国際管轄を認めている。その趣旨は、国内債権者は、一般に国内に所在する財産を引当てに与信していると考えられるから、外国で倒産手続が開始されない限り国内にある財産から公平・平等な弁済を受けることができないのでは不都合であるし、外国倒産処理手続が開始されても、これに参加することが事実上困難であることも少なくなく、また、参加できたとしても、国内の破産手続上の優先順位に従って配当を受けられる保障があるわけではないからであるとされている。

財産所在地による破産申立てについては、差押可能財産による管轄と異なり、過剰管轄として批判されてきたという事情はなく、むしろ、従前から国際的に容認されていた管轄原因であること（UNCITRALモデル法第28条参照）に留意する必要があると考えられる。

- 3 他方、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第17条第1項によると、その国にもつばら財産があることを理由に申し立てられた外国倒産処理手続については、承認の申立てができない。その趣旨については、その国に財産があるにすぎない場合には、多くの利害関係人や多額の財産が所在する蓋然性が低いなど、その国と債務者との関連性が希薄である一方、承認すると日本国内にある財産を取り込んで包括的な倒産処理が進められることになるが、そのような必要性・合理性に乏しいと考えられるからであるとされている。上記モデル法第17条も、財産所在地のみを原因とする外国倒産処理手続を承認の対象としていない。

他方、差押可能財産の所在地による外国裁判所の確定判決を承認しないとの規律を設ける場合には、我が国の直接管轄の規律を適用すれば管轄が認められる場合（特段の事情を考慮しても却下されない場合）にも外国の確定判決の承認を拒絶することとなると考えられるが、外国判決をそのように取り扱うべき合理的な理由の有無が問題となる。

- 4 旧破産法第3条は、破産手続についていわゆる属地主義を採用する旨を定めていた。すなわち、同条は、第1項において、日本国内で宣告された破産手続の効力は日本国内にある財産についてのみ及ぶ旨を、第2項において、外国で宣告された破産手続の効力は日本国内にある財産には及ばない旨を規定していたが、属地主義に対しては批判が強く、同条は、平成12年の改正により撤廃された。

仮に、差押可能財産による国際裁判管轄において同様の規律を設けた場合には、

- ①同一の主文の判決であっても、管轄原因によって、判決の効力が外国に及んだり、日本国内に限定される理由、②判決の効力は、管轄の原因となった財産に限定され

ず、国内であれば管轄の原因となっていない他の財産にも及ぶにもかかわらず、外国に所在する財産には及ばないとする理由、③直接管轄については一定の絞りをかけることにより過剰管轄とならないことを前提としているにもかかわらず、なお日本の裁判所の確定判決の効力を日本に限定する理由、④直接管轄によれば国際裁判管轄が認められる場合であっても、外国判決を承認しないものとする理由などが問題となると考えられる。

2 (注) について

これまでの部会での議論等を踏まえ、請求の担保の目的の所在地による管轄については、規律を置かないとすることでどうか。

論点3 国際訴訟競合に関する規律

【乙案】国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

【丙案】裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の事件が係属する場合において、日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結してその判決が確定する見込み、その判決が民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなる可能性その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。

(補足説明)

1 丙案について

- (1) 丙案は、(i)日本の裁判所と外国の裁判所に係属した事件の先後を問わず、(ii)適用の対象を外国の裁判所に係属する事件と同一の事件とし(何が「同一」にあたるかどうかは解釈による。)、(iii)中止の要件の判断について、考慮要因として日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国の訴訟が確定判決に至る見込み、その判決の承認可能性を挙げつつ、裁判所の裁量を広く認め(中止の要件の判断に当たり、裁判所が当事者の意見を聴くことも妨げられない。)、(iv)中止期間を4か月間以内の期間と定め、(v)当事者の不服申立権は認めないとする考え方である。
- (2) 丙案のような規律を置くことにより、(i)日本の裁判所と外国の裁判所の判決の矛盾抵触を避けることができ、無駄な訴訟追行を避けることができる、(ii)国際訴訟競合が生じた場合に、裁判所が訴訟手続を中止する法的な根拠が明確になるなどの利点があると考えられる。

他方、丙案に対しては、(i)判決の矛盾抵触を避けるため、外国裁判所の審理状況を見守るのが適切な場合には、期日の間隔を調整するなどして柔軟に対応すれば足りるのではないか、(ii)中止の要件の判断基準があいまいになり得る上、不服申立手段を設けないのであれば、現在の実務の運用と変わりがなく、あえて規律を置く必要がないのではないかなどの指摘がありうる。

2 検討

上記のような丙案の内容を踏まえ、国際訴訟競合に関する規律については、どう考えるか。

論点4 事務所又は営業所を有する者に対する訴え等の管轄権

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

（補足説明）

1 本文①について

本文①の「その事務所又は営業所における業務に関するもの」との文言については、訴えに係る取引等が、その営業所等が実際に関与したものであることを要するという考え方と、日本における営業所等が関与する必要はなく、その営業所等における業務と抽象的に同一の範囲に属するものであれば足りるという考え方があり、意見照会の結果及び部会においても意見が分かれたところである。

前者の考え方によれば、例えば、A国の法人Yが日本国内の営業所で機械を販売し、Xがその営業所からその機械を購入したときに、XはYを被告としてその取引に係る訴えを日本の裁判所に提起することができることになる。他方、後者の考え方によれば、上記設例において、B国に居住する原告が、その国で上記機械と同種の機械をYから購入した場合であっても、日本の裁判所にその取引に係る訴えを提起することができることとなると考えられる。

この点は、最終的には解釈に委ねられることとなると思われるが、後者の考え方は、法第5条第5号における同一の文言の解釈と整合しない上、上記のように日本との関連性の乏しい取引についても日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることとなるように思われることから、本文①の「その事務所又は営業所における業務に関するもの」との文言については、訴えに係る取引等が、その営業所等が実際に関与したものであることを要するという考え方が、日本における営業所等が関与する必要はなく、その営業所等における業務と抽象的に同一の範囲に属するものであれば足りるという考え方であり、意見照会の結果及び部会においても意見が分かれたところである。

るもの」との文言については、法第5条第5項と同様、訴えに係る取引等が、その営業所等が実際に関与したものであることを要すると解することが相当であると考えられるが、どうか。

2 本文②について

- (1) 本文②の「日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの」との文言に関しては、例えば、被告が日本において継続して機械販売業を行っているところ、訴えに係る取引はたまたま日本で行った食品販売に関するものであった場合に、その訴えを日本の裁判所に提起することができるかが問題となる。この点、第11回部会では、日本において継続して事業を行う者が日本において行った業務であれば、上記設例のように単発で行った取引についても、日本の裁判所に訴えを提起することができるかと解すべきであるとの意見が多数であった。

本文②も同様の理解に立つものであるが、本文②の「その者の日本における業務に関するもの」との文言は、継続して行っている業務（上記説例における機械販売業）に限定していないことから、その文言については変更する必要はないと考えられる。

- (2) 本文②の「その者の日本における業務に関するもの」についても、本文①と同様、外国で行われても日本における業務と抽象的に同一の範囲に属するものであれば足りるという考え方もあり得るが、本文②は、そのような考え方はとらず、日本において行われる業務であることを前提としている。